

タイPCT加盟に伴う法規則について

国際第3委員会*

抄録 タイ王国は142番目のPCT加盟国となり、平成21年（2009年）12月24日（発効日）以降に出願された全ての国際出願において、指定国に同国が含まれます。本稿は、PCT加盟に伴う国内移行の際の疑問点を質問状にしてタイの現地代理人¹⁾を介して、2009年11月にタイ政府知的財産局に質問を行い、その回答をQ&A方式に纏め直したものです。タイ王国での権利化をPCT経由で行おうとしている方々への参考になれば幸いです。

Q 1 国内移行時にタイ語翻訳文を提出する期間は、国内移行日から90日以内になるのでしょうか？

A 1 タイのPCTに係る省令の22項には「締約国において国際出願をした出願人は、タイにおける発明保護を希望する場合、最初に出願日から30ヶ月以内に局長の規定に従ってタイ知的財産局にタイ語翻訳を送付すると共に発明の保護を希望する旨の意思を通知し、本法律に規定された料金表に従って特許あるいは小特許の出願費用を支払わなければならない。

出願人が第1段落の規定に基づいた期間内に手続を進めなかった場合は、その国際出願はタイにおいて放棄されたとみなされる。」とあり、タイ語翻訳文は、国内移行時に同時に出す必要があるとの見解です。この見解は2010年2月にタイ政府知的財産局より得られたもので、2009年11月の見解と異なっております。このような変更がなされる可能性を考慮し、会員各位は、国内移行時に再度現地代理人に確認されることをお勧め致します。

Q 2 国際段階で行った19条補正や34条補正の補正書はいつ提出すればよいのでしょうか？

A 2 通常のPCT出願と同様の提出時期との見解です。

Q 3 PCT出願は、タイ国内で再公表されるのでしょうか？

A 3 PCT64条は、留保について規定されています。現在、タイが留保しているのは、紛争について規定したPCT64条(5)²⁾だけであり、国際公開に関して規定したPCT64条(3)³⁾は、留保していません。そのため、国際公開は受け入れられるという解釈になります。

そして、タイの規則案では、国際公開がタイ特許法28条(2)⁴⁾で定義されている公開に置き換わるとする規定はなく、それ故、タイ国内で再公表がなされるとの見解です。

Q 4 タイ特許法29条⁵⁾では審査請求期間は公開日から5年以内となっています

* 2009年度 The Third International Affairs Committee

がPCT出願の場合、審査請求期限日はいつになるのでしょうか？

A 4 PCT出願の場合、審査請求日の起算日は再公表日となり、再公表日から5年以内の審査請求が必要との見解です。多くの国では出願から1年6ヶ月後で出願公開となりますが、タイ特許法では出願公開の時期を定める規定がありません。パリルートの出願と同様、PCT出願においても再公表日のチェックが期限管理のために必要となります。

Q 5 国際出願日は、タイ特許法の特許出願日として扱われるのでしょうか？

A 5 PCT11条(3)⁶⁾により、国際出願日がタイの出願日となります。なお、タイはPCT64条(4)⁷⁾での留保を宣言していません。

しかしながら、新規性に関する事項を規定したタイ特許法6条⁸⁾の3項における「出願前」の解釈は、「国際出願日より前」と「タイへの国内移行日より前」との2つの解釈に分かれています。

Q 6 タイ特許法6条における新規性喪失の例外とするには、いつタイ知的財産局へ新規性喪失の例外規定の適用を受けるための書類を提出すればよいのでしょうか？

A 6 国内段階にて書類の提出を行えばよいとの見解です。

Q 7 国内移行したタイ語の明細書の誤訳訂正を行う際に、国際出願日に提出した国際出願明細書等を根拠に誤訳訂正はできるのでしょうか？

A 7 現行実務を想定すると、誤訳訂正は可能であるとの見解です。

Q 8 対応する外国特許出願の審査報告書提出に関するタイ特許法27条⁹⁾は適用されるのでしょうか？また、国際段階における国際調査報告書や国際予備審査報告書の提出は必要なのでしょうか？

A 8 規則案には触れられていないため、現行通り、対応する他国の特許出願審査結果報告書の提出は、義務規定として残ります。国際段階の国際調査報告書や国際予備審査報告書も、タイ特許法27条における「審査結果報告書」に該当し、提出が必要となります。なお、国際調査報告書や国際予備審査報告書は、審査の参考として審査資料になるとの見解です。

Q 9 国際調査報告書、国際予備審査報告書、及び、サーチレポートの見解書のタイ語への翻訳文の提出は必要ないのでしょうか？

A 9 原則は必要ありませんが、審査官が翻訳文を必要とする場合、審査官から指示が出され翻訳文の提出が要求されるとの見解です。

Q 10 国際調査において調査対象とされなかったクレームは、国内移行した場合、タイ国内で取り下げられない、という理解でよいのでしょうか？

A 10 取り下げとはならないとの見解です。

Q 11 PCT出願の場合、タイ特許法35条の2¹⁰⁾に関する権利（いわゆる補償金請求権）はいつから発生するのでしょうか？

A 11 補償金請求権は現行法通り、国内で公開された時点、すなわち再公表日から発生するとの見解です。

以上、PCT出願におけるタイ王国での運用、

規則などをご紹介いたしました。今回のQ&A作成にあたり、ジェットロバンコク及びS&I International Bangkok Officeにご協力いただき感謝いたします。

また、内容については正確を期したつもりですが、二次情報もあり、必ずしも情報源への確認が充分と言えない場合があります。詳細については会員各位にてご確認下さい。

なお、タイ特許制度の詳細について、更に関心をもたれた方は、タイ特許制度に関する文献(例えば、当協会発行資料第383号「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点」など)を参考にいただければ幸いです。

注 記

- 1) S&I International Bangkok Office
また、注記におけるタイ特許法の抜粋は、当該事務所の日本語訳を参考にした。
http://www.s-i-asia.com/web_japan/index_jp.php
- 2) PCT64条(5)「いずれの国も、PCT59条の規定に拘束されないことを宣言することができる。同条の規定は、その宣言を行った締約国と他の締約国との間の紛争については、適用しない。」
- 3) PCT64条(3)(a)「いずれの国も、自国に関する限り、国際出願の国際公開を行う必要がないことを宣言することができる。」
- 4) タイ特許法28条(2)「局長が審理の結果、特許出願が17条に合致しており、かつその発明が9条の下で保護されると判断した場合、局長はその特許出願を省令の定める規則及び手続きにより公開するよう命ずるものとする。」
- 5) タイ特許法29条「28条により公開がなされた後、公開日から5年以内、又は33条、34条による異議申立及び局長に対する申立があったときは最終の決定があった日から1年以内のいずれか後に満了する期限までに、特許出願人は担当官に対して、発明が5条に合致した発明であるかを審査するよう請求しなければならない。定められた一定期限内に請求しないときは出願を放棄したものとみなす。」
- 6) PCT11条(3)「64条(4)の規定に従うことを条件

として、(1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たし、かつ、国際出願日の認められる国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果をもつものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす。」

- 7) PCT64条(4)「(a) 自国の特許が公表の日前の日から先行技術としての効果を有することを定めているが工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて主張される優先日を先行技術の問題については自国における実際の出願日と同等に取り扱わないこととする国内法令を有する国は、自国の指定を含む国際出願であって他国においてしたものを先行技術の問題については自国における実際の出願と同等に取り扱わないことを宣言することができる。
(b) (a)の宣言を行った国は、その限度において11条(3)の規定に拘束されない。
(c) (a)の宣言を行う国は、同時に、自国の指定を含む国際出願が自国において先行技術としての効果を有することとなる日及びそのための条件を書面で通知する。その通知は、事務局長にあてた通知により、いつでも変更することができる。」
 - 8) タイ特許法6条「発明が従来技術でない場合、その発明は新規である。
従来技術とは次の発明をいう。
(1) 出願前に国内で広く知られ又は使用されている発明
(2) 国内外において出願前に頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が公開されている発明及びその公開が文献、印刷物で行われているか否かに関係なく公衆に展示又は発表されている発明
(3) 出願前に国内外において特許権を得ている発明
(4) 出願12ヶ月以上前に外国で出願され、該外国出願が登録されていない発明
(5) 国内において出願され、出願人が申請を放棄した発明で、出願をしなかった共同発明者及び出願人でないその他の者の権利が損なわれていない発明
- 法律に従って、あるいはその結果としてなされた重要部分又は詳細の発表あるいは、国際見本市又は政府の展示会における発明者の発明の展示及び出願前12ヶ月以内になされた重要部分、

又は詳細の発表は(2)でいう発表とはみなさない。』

- 9) タイ特許法27条「特許出願の審査において、担当官は特許出願人を出頭させて説明させること、又は書類若しくはその他のものを提出させることができる。特許出願人が外国においてすでに特許出願している場合、特許出願人は省令の定める規則及び手続きにより出願した発明の審査結果又は詳細を提出しなければならない。外国語による書類を提出しなければならないとき、特許出願人はタイ語の翻訳を付して提出しなければならない。』
- 10) タイ特許法35条の2「特許権を付与する前に行

われた36条に違反する行為は、特許権者の権利を侵害する行為とはみなされない。但し、出願され28条によりその出願の公開が行われた発明に対する行為で、その行為を行う者がその発明が既に特許出願されていると知っていた、又はその発明が既に特許出願されていることを文書によって通知された場合を除く。この場合、出願人は権利を侵害した者から損害賠償を受け取る権利を有する。この損害賠償の請求は特許権が出願人に付与された後に裁判所に提訴しなければならない。』

(原稿受領日 2009年12月2日)

